

名護市教育委員会議事録

会議名	第 297 回名護市教育委員会定例会		
開催日時	令和 2 年 4 月 24 日（金） 開会 16 : 00 閉会 17:30		
開催場所	名護市役所 庁議室		
出席者	教育長 岸本 敏孝 委員 大城千代子 委員 照屋 厚 委員 名嘉チエミ 委員 大城 享	教育次長 (教)総務課長 (教)総務課主幹 兼学校給食センター所長 教育施設課長 学校教育課長 文化課長 中央図書館長 (教)総務課総務係長 学校教育課学校指導係長	荻堂 盛邦 岸本 尚志 仲井間憲彦 具志堅文明 比嘉 悟 比嘉 久 照屋 利伊 玉城 利和 宮里 琢也 ほか担当職員
欠席者			

1 議案

- 議案第 2 2 号 名護市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 2 3 号 市指定文化財の新規指定について
- 議案第 2 4 号 名護市文化財保存調査委員の委嘱について
- 議案第 2 5 号 名護市学校施設長寿命化計画の策定について
- 報告第 5 号 令和 2 年度名護市学校給食センター予算(給食費予算) の報告について
- 報告第 6 号 市立小中学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

2 内容

- ・議案第 2 2 号 名護市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
 (中央図書館長より説明)
 委員：「いずれかに」と「一に」というのは何か支障があったのか。法令用語なのか。
 中央図書館長：以前は「一に」というのがあったが、最近では名護市でも「いずれかに」という表記に変更している。
 委員：特に問題はないが合わせたということか。
 (教)総務課総務係長：文言整理ということ。他の条文もこのような表現を使っている。
 委員：同義語ということか。
 (教)総務課総務係長：意味は一緒だが、使い方として統一表現を用いるということで整理している。
 委員：令和 2 年度中の休館日の特例について、これは令和 2 年度だけのものという形で記

載しないといけないのか。

中央図書館長：はい。

委員：それから、利用カードにおいて男女の記載を無くすということは、統計上はどうなっているのか。

中央図書館長：今後は省略していくことになると思う。

委員：他の市町村も同じように男女の部分など省略しているのか。

教育長：最近ではLGBTなど書きにくい所がある。

委員：今の時代の流れとを感じる。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第23号 市指定文化財の新規指定について

(文化課長説明)

委員：平成8年に古美術商から購入して、今年令和2年この長い間指定してこなかった理由があるのか。

文化課長：これまでに博物館が平成4年に登録文化財、登録博物館になっている。その時に多くのものは貴重だということで文化財に指定して登録博物館にするための価値をあげるといって一気に指定してきたが、この後で、平成8年に購入されたものについては指定が滞っている状態である。ただ、保存はされており、今回また新しい博物館が造られようとしているので、これを機に今、博物館の中から指定すべきものを選び出して少しずつ指定していこうという中で指定することになった。

委員：古我知焼は仲宗根さんがやっているところのことか。そこの関係は全くないのか。場所的なものなど。

文化課長：仲宗根さんが古我知焼というものをやるときに最初に目指したのがこの古我知焼の手法で、それを復元するためにそこに窯を作り、何回か同じ型のもので土を使って復元に取り組んだことがある。しかし、それとはもう別に今は独自の古我知焼を作っている。

委員：最初はそういう形だったがなかなか難しかったということか。

文化課長：土がもう手に入らなくなっている。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第24号 名護市文化財保存調査委員の委嘱について

(文化課長より説明)

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第25号 名護市学校施設長寿命化計画の策定について

(教育施設課長より説明)

委員：資料を見ると、構造的なものや細かい施設関係等も含めて、PDCA やリサーチがきちんとしてできている。67ページの10年間の事業グラフは、学校ごとに、どこのどの部分がDランクまたはCランク、Bランクであるという形があり、それが10年間の報告で良く

見えている。これは国の長寿命化計画との関わりもあると思うが、そうすることによってコスト的にも7億円が浮いており、素晴らしい。この計画のスパンは10年ということだが、37年間の生涯設計について途中で色々なことがあると思うが、これに基づいて評価をしてこの学校に対して安全面や快適性、適応性、地域の文化等の中で関わっていく計画が見える。これが達成できるような努力をしていただければ将来学校は不備がなくなっていくのではないか。建物は80年持つのか。

教育施設課長：鉄筋コンクリート材については80年持つ。公営住宅についても公営住宅法では75年となっており、2分の1を経過すると建て替えができる。

委員：今までは古いところを直さないでおくとして30年ぐらいで朽ちて、建て替えが必要だったものを20年という一つの区切りを置いて、色々探して直していくとある程度の基準的なものをやれば80年ぐらいは持たせることができる。早め早めの施設整備を進めており、素晴らしい。一つの学校ごとにどこをどうしていくという50年の計画できている。施設も58ページのカテゴリー表があって、ABCDで細かく対応していて素晴らしいと思った。また、市の財政との関わりにおいて頑張ってもらって、子ども達の環境を良くしてほしいと思う。是非達成できるように頑張してほしい。

委員：物を長持ちさせるために、沖縄は劣化や塗装など環境が影響していると思う。PTAをしている頃は先生方とも話をし、なかなか直してくれないという声も聞こえた。もちろん、忙しくてなかなか手が回らないこともあると思うが、できるだけ学校に寄り添った形で修繕などできる限り迅速にして頂ければ更に持ちも良くなると思う。悪くなる前に替えていく、少しの見えるところでも早めに手を入れてくれるとありがたい。

教育長：修繕等についてはその都度やっていきたい。修繕についての考え方を少しお願いしたい。

教育施設課長：修繕については47ページの下段で説明しているが、20年ごとに大規模改造や長寿命化改良、そしてまた大規模改造をいれている。計画に設定はしているところだが、それ以外に部分的に5年スパン、10年スパン、あるいは日常的な修繕、これについては年間3,500万円から4,000万は予算を準備し、この中から随時部位修繕、日常修繕を行っていく。

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・報告第5号 令和2年度名護市学校給食センター予算（給食費予算）の報告について
(教)総務課主幹兼学校給食センター所長より説明)

委員：生活保護、要保護、準要保護入れて305万予算額が増えたということは、それだけ貧困家庭も増加しているということか。

(教)総務課主幹兼学校給食センター所長：要保護と特別支援については大体前年度の実績と同じ数字をもってきている。準要保護については学校給食費の保護者負担の部分で市が再編交付金を使って補助をする部分があるが、そこの兼ね合いで再編交付金を取崩すため、多めに児童生徒を組んでいる。準要保護の部分は低めに想定されており、最終的には数字が変わってくるため、正確な数字ではない。それによって今回300万程の差がでている形になっている。

委員：これはなかなか難しいと思うが、以前の徴収平均で13.26%。今年の徴収予定額は

1,019万となっているが、可能か。

(教)総務課主幹兼学校給食センター所長：令和元年の集計はまだ出ていないが、おそらく1千万近くあるかと思う。そのため、今年度もそれに近い値に持っていけるのではないかと考えている。

委員：この徴収は、例えば家庭訪問をするなど例年通りやっている形なのか。

(教)総務課主幹兼学校給食センター所長：それも実施しており、今後も続けていく予定である。今回初めてのケースなのだが、文書を郵送しても音沙汰がない、会いに行っても不在や留守で本人確認ができないという方が1名おり、50万程度の未納額だが、5月中旬までに保護者から連絡がない場合には裁判を進めていくという形をとる。

委員：前回未納の分の徴収で100万単位の方の法的なことを検討しているということがあった。弁護士に相談していると聞いたが、これはもう徴収見込みがあるなど進展があったのか。

(教)総務課主幹兼学校給食センター所長：現在は納付相談や対話している方についてはそういった措置はとってない。何かしら納付の相談を受けている方については今のところ措置はとってない。

委員：ある程度収入があって、その子どもの養育に関係するのであれば、何らかの訴訟をしないと次の段階で大変なことになる。相談しながら一事例としてどういった方向性をもっていかという段階に来ていると思う。

教育長：今回の法的措置というのは、この何年間では初めての対応ということでしたので、新しい取組みの状況を見ながら今後の対応の仕方に生かしてほしい。

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・報告第 6号 市立小中学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

(学校教育課学校指導係長より説明)

委員：ケース4の件で、県立学校が臨時休業をやった場合は即同じ期間を休業にすると捉えられますが、先ほどの説明ではとりあえずそれを受けて検討はするという事なのか。その間に何か入れた方が良いのではないかと。他の市町村をみると休業期間が違う。やっていないところが渡名喜と伊平屋。名護市としては県立が出た場合に即これに沿うということと捉えて良いのか。

学校教育課長：これについては、県立の方針に準じて判断している。今回ゴールデンウィークに入っているため、教育委員会での判断が遅れた場合、学校側から保護者への周知も遅れるため、今回は県立の判断をもってスピーディーに判断したいという方針。

委員：保護者の混乱を避けるためにある程度スピーディーに対応するという基本的な考えということか。

学校教育課長：色々なケースが考えられるが、例えば来週の月曜日に県立が判断した場合は、検討する時間はあるが、万が一ゴールデンウィークにずれた場合はなかなか連絡体制が取れないということでこういう体制を取る。

委員：休校中の子どもの対応についての学校の状況をつかんでいるのかどうか。各学校がどういう風に休校中の子供たちの状況を対応しているのか。聞いた話では、クラス別に学校に宿題等を取りに来たりしている学校もある。小学校はどういった状況なのか。

学校教育課長：4月の初めに臨時の校長会を開き、教育委員会としていくつか方針を出した。まず速やかに教科書を配布し、適切な学習課題を児童生徒に配布して欲しいということをお願いしますということ。その時に配布の仕方は学校で検討してやって下さいということは方針として出している。今週ブロックごとに校長先生を5つのグループに分けて情報交換をやっていた。その中で配布状況等を確認しており、概ね順調に教科書の配布と学習課題を2回配布している学校がほとんどであると把握している。

委員：この状況がいつ収まるかどうかが見えないので、各学校を教育委員会は把握していた方が良い。教師の勤務体制はどうなっているのか。例えば自宅待機となった場合、県教育委員会が人事措置を行ったと同時にその内容に従わないといけないのか。

学校教育課学校指導係長：今、県立の学校の考え方に合わせて各小中学校の半分程度、教職員の出勤数を抑えて、半分は自宅での勤務という形にしている。ただし、運用は学校に任せており、小学校においては低学年の子ども達の受け入れも行ってもらっている。学童や保育所から外れているような低学年の子供の見守りもお願いしている状況。

委員：学校から教科書の受け取りなどで呼び出しを行っているということも聞こえるので、こういうことを捉えていると教師の勤務体制が密になる可能性を少なくすることができる。

委員：休業期間の子どもたちの行動で、中学生などがマスクをせずに遊んだりする様子を見たりするが、学校から注意したりしないのか。

学校教育課長：中学校は先生方が毎日パトロールという形で地域を見ている。今回は、ほとんどそういった子は見られないと報告を受けたが、実際にはそういったことがあるということで、派手な行動というのは教育委員会には報告が来ていなくて、概ね子供たちは自宅待機ができていとことになる。

教育長：子供たちも静かなような感じはするが、特に大きな問題は起こっていない。
(採決の結果、原案のとおり承認)

名護市教育委員会会議規則第26条の規定により署名する。

(会議録署名人)

教育長 岸本敏寿

作成職員 津波みず希